

特別用途地区とは

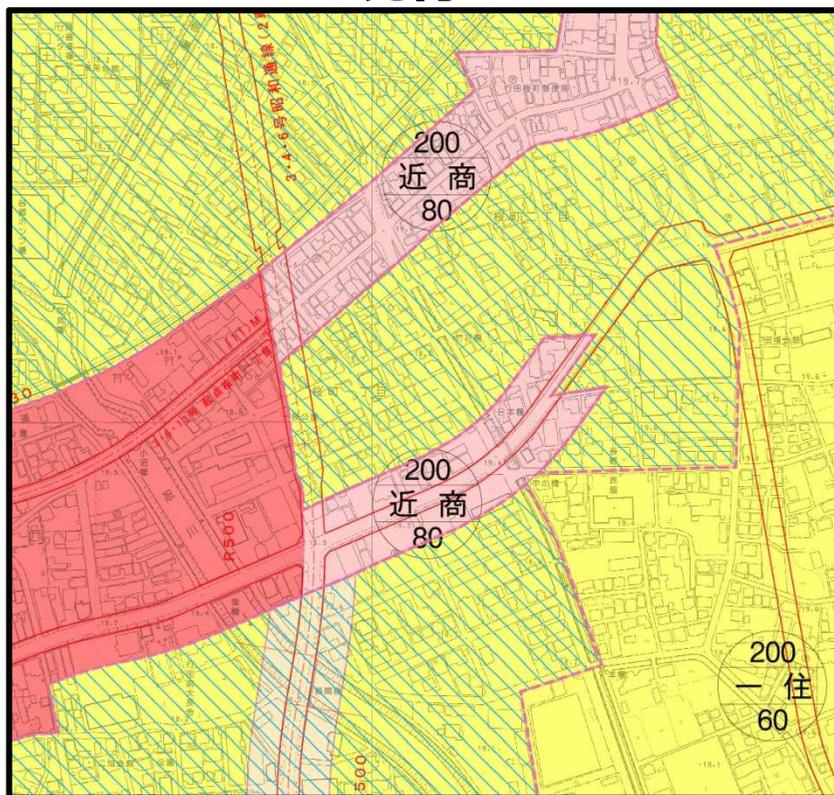
- 特別用途地区とは、用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進等の実現を図るため、用途地域を補完して定める地区です。
- 行田市では、秩父鉄道行田市駅周辺の第一種住居地域及び第二種住居地域内の一定の区域において、**「特別工業地区」**を定めています。
- 地区内では、裁縫、機織、撚糸又は編物の事業を営む工場の用途に供する建築物であって、使用する原動機の出力の合計が3キロワット以下、かつ作業場の床面積の合計が150平方メートル以下であるものは、建築が可能です。

特別用途地区の変更（桜町地区）

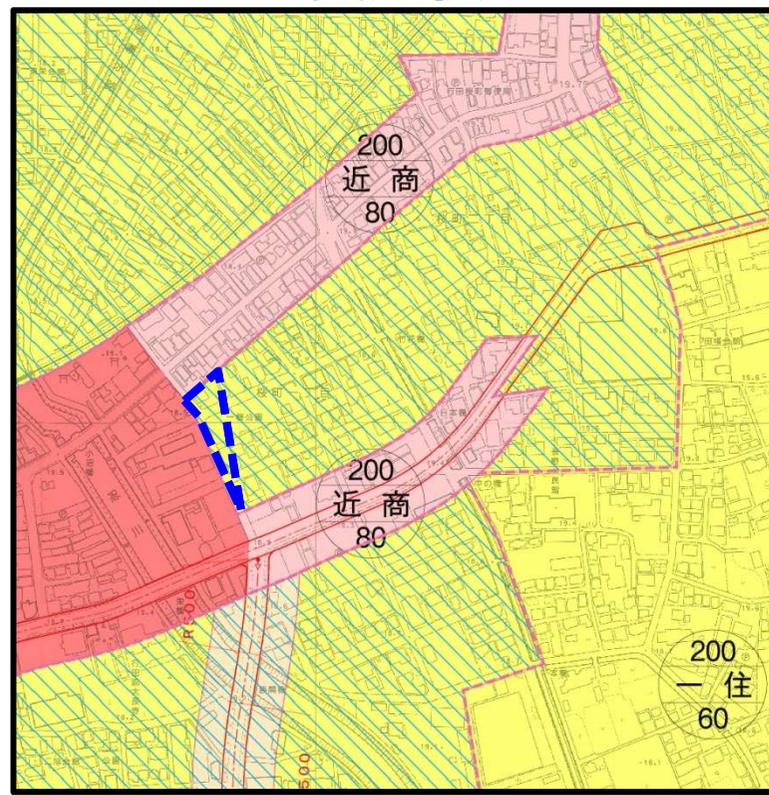
3・4・6号 昭和通線が廃止されると、一部特別用途地区(特別工業地区)が変わります

今回の用途地域の変更に伴い、商業地域から第一種住居地域に変更された地域は特別用途地区(特別工業地区)の変更を行います（**青破線**の地区）。

《《**現行**》》



《《**変更後**》》 ※参考資料2-4参照



 特 別 工 業 地 区